

## 令和8年度愛知県産科医療施設設備整備費補助金交付要綱

### (通則)

第1 令和8年度愛知県産科医療施設設備整備費補助金(以下「補助金」という。)は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2 分娩は取り扱わないが、妊婦健診や産前・産後管理等を実施し、近隣の分娩取扱施設と連携体制を構築している産科医療機関に対して、診療を継続するための支援を実施することにより、近隣の分娩取扱施設の負担軽減とその他の産科施設との役割分担を進め、地域の実情に応じた周産期医療体制の構築を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3 この補助金は、次の各号に定める要件を全て満たす産科医療機関の施設整備及び設備整備に係る経費の一部(以下「補助事業」という。)を交付の対象とする。

- (1) 令和7年度において、原則各妊婦に対して妊娠初期から中期以降までの妊婦健康診査を実施し、必要に応じて産後管理を実施できる体制を確保していること。
- (2) 令和7年度において、分娩を取り扱っていない又は同年度中に分娩取扱の中止が決定していること。
- (3) 近隣の分娩取扱施設とオープンシステム又はセミオープンシステムを構築していること。
- (4) 愛知県地域保健医療計画第3部第7章周産期医療対策との整合性が確保されていること。

### (補助金の対象除外)

第4 次に掲げる補助金の交付を受ける産科医療機関は、補助金の対象としない。

- (1) 平成21年4月1日医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業(令和7年度に実施する事業に限る。)
- (2) 愛知県分娩取扱施設運営費(令和8年度に実施する事業に限る。)

(交付額の算定方法)

第5 補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助基準額及び補助対象経費は次の表のとおりとし、次により算出した額とする。ただし、算出した額に、1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 施設

令和7年4月1日から令和8年3月末日までの間に、本体工事の契約を締結し、新築、増改築及び改修に着手している施設とする。

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 施設当たり 7,239 千円	令和7年度における産前・産後の診療を行う 産科医療機関として必要な診察室の新築、増 改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	2分の1

(2) 設備

令和7年4月1日から令和8年3月末日までの間に、購入の契約を締結し、納品が完了している設備とする。

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 施設当たり 4,630 千円	令和7年度における産前・産後の診療を行う 産科医療機関として必要な次に掲げる医療機 器購入費 超音波診断装置 診察台（内診台） 分娩監視装置	2分の1

(申請手続)

第6 規則第3条の規定による申請書及び添付書類の様式は、別紙様式1のとおりとし、その提出部数は、1部とする。

2 前項の規定による申請書の提出時期は、別に定める。

(申請の取下げ)

第7 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第8 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第10 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由を、補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11 規則第13条に定める実績報告書及び添付書類の様式は、別紙様式2のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して30日、又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日とする。

(補助金の交付)

第12 補助金は、事業の完了後支給する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(補助金の額の確定)

第13 知事は、前条による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、

当該補助事業の成果が補助の決定の内容に適合するものと認めるときは、補助すべき額を確定し、事業対象者に対し通知する。

(補助金の精算)

第 14 補助事業者は、第 13 の規定により補助金の額が確定した場合及び第 8 の規定に基づく計画変更の承認を受けた場合であって、概算払で支給された金額が補助額を上回っている場合は、その金額を知事が指定する期日までに返還しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第 15 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式 3 により、速やかに知事に報告しなければならない。提出部数は 1 部とする。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 16 規則第 20 条ただし書に規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定められている期間又は、それに準ずるものと認められる期間とする。

2 規則第 20 条第 2 号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上のものとする。

3 補助事業者が規則第 20 条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その支給した給付金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(関係書類の整備)

第 17 補助金の交付を受けた補助事業者が地方公共団体である場合には、補助事業対象者は補助事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けた補助事業対象者が地方公共団体以外の場合には、補助事業者は補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属

する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(調査協力)

第18 補助事業者は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業の実施状況を報告すること。

(実施細則)

第19 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月29日から施行し、令和8年4月1日から適用する。